

奈良県多文化共生ボランティア登録・紹介制度 ご利用案内

奈良県では、県内に住んでいる外国人のみなさまが暮らしやすい地域づくりを進めるなど、多文化共生社会を推進していくために、次のような場合にボランティアをご紹介します。ぜひ活用してください。

～活用例～

- ・学校で外国人児童生徒の保護者と外国語で面談を行う場合
- ・授業で、〇〇国の文化学習会を行いたい場合
- ・災害時に、外国人被災者への情報伝達のための翻訳や通訳が必要な場合

■依頼できるボランティアの活動分野と内容

依頼できるボランティアには、以下3つの活動分野があります。依頼内容に該当する活動分野を選択して依頼申込を行ってください。利用できるかどうか不明な内容である場合は、事前にお問い合わせください。

1. 通訳ボランティア

県内に住んでいる外国人に対する公共サービスや、県内で行われる国際交流活動・多文化共生活動に関する通訳を行います。

※ただし、「生命に関するもの」、「裁判など係争中にあるもの」、「行政処分に関するもの」、「高度な専門性を求められるもの」に該当する公共サービスや、「営利目的」、「布教目的」、「政治目的」と思われる活動等は依頼できません。

2. 文化紹介ボランティア

県内での多文化共生に関するイベントなどで、日本も含めた各国の文化・習慣の紹介や料理講座、舞踊・楽器演奏などのパフォーマンスを行います。

3. 災害時通訳・翻訳ボランティア

奈良県を含む近畿府県で大規模な災害が発生したときに、被災地などにおいて県や関係機関、関係団体の要請に基づき、外国人支援のための活動を行います。

■ご利用できる団体

国、地方公共団体、またはその外郭団体

※ご利用できる団体か不明な場合は、事前にお問い合わせください。

■利用料金と利用回数について

・利用料金は**無料**です。

※ただし、交通費及び活動にかかる費用については依頼者に負担していただきます。

・同じ依頼内容に関する利用については、原則**同一年度において2回**までとします。

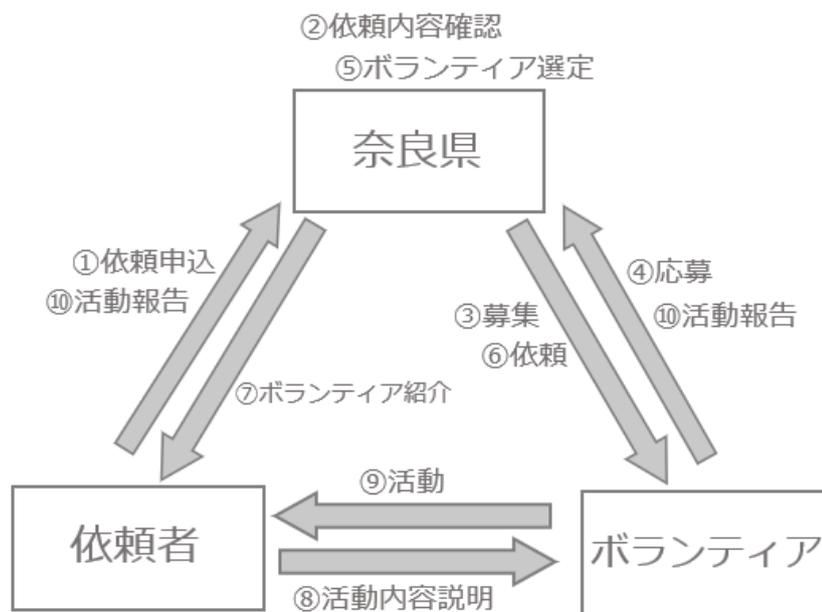
■依頼方法について

活動を希望する日の**3週間前まで**に、国際課HP掲載の「活動依頼フォーム」に必要事項を記入して申請してください。

※申請フォームが使用できない場合は、国際課HPに掲載している**活動依頼申請書(第2号様式)**に必要事項を記入し、関係書類を添えて奈良県国際課まで提出してください。

※ただし、災害時通訳・翻訳ボランティア及び、緊急を要する場合はこの限りではありません。

■活動の流れ



※依頼者は、ボランティア紹介後、直接ボランティアと調整を行っていただきます。

※活動終了後に、活動完了報告書をご提出いただきます。

※ボランティアには活動中は、ボランティア保険に加入していただきます。

■注意事項

- ・申請依頼の内容によっては受付ができない場合があります。また、活動エリアや日程により、対応いただけるボランティアがない際は紹介できない場合もあります。どちらの場合も、記載いただいた連絡希望日までにご連絡いたします。
- ・活動内容のほか、特に注意を要する事項については、活動が始まるまでにボランティアへ、十分に説明してください。
- ・**活動中に知り得たボランティアの個人情報は、適正に管理してください。**
- ・依頼案件によっては、ボランティアだけでなく国際課職員が活動に同行する場合があります。
- ・依頼される前に、「奈良県多文化共生ボランティア登録・紹介制度要綱」を必ずご確認ください。

■お問合せ先

奈良県知事公室国際課 多文化共生係

住所：奈良市登大路町30番地 本庁舎6階

TEL:0742-27-8477

ホームページ：<https://www.pref.nara.jp/67810.htm>

<詳細はこちら>

